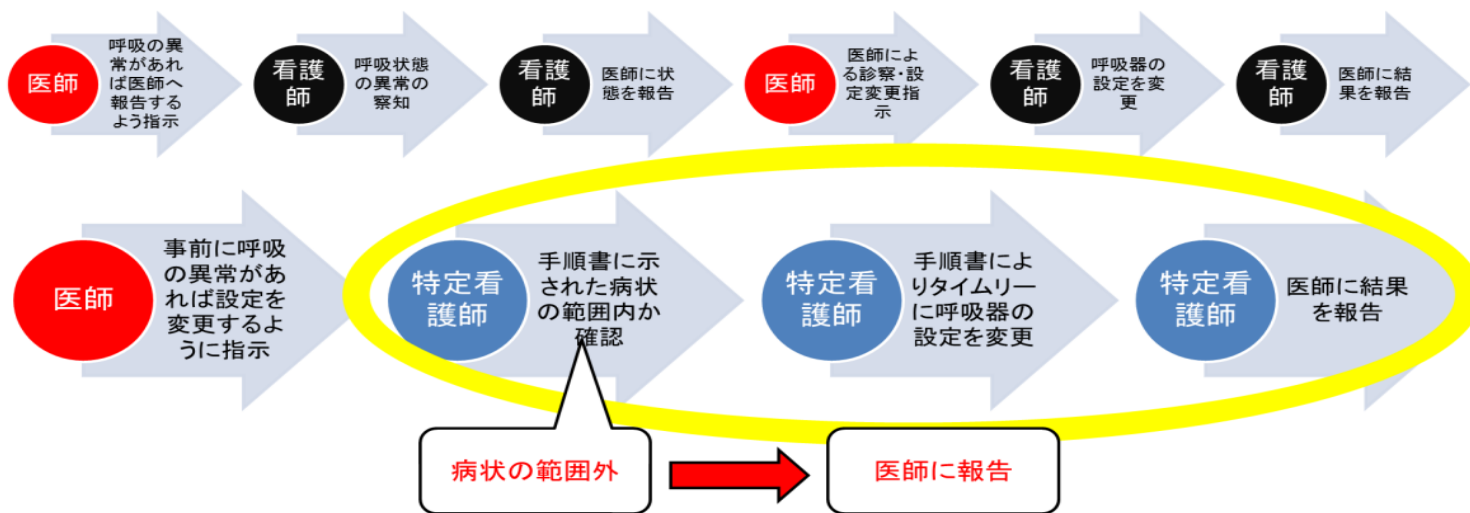


# 特定看護師の活動

## 特定行為の活用方法

### ～特定行為研修を修了した看護師を特定看護師と呼びます～ 特定行為を行うための一例（呼吸器設定）



#### 特定行為

特定行為研修を修了した看護師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2に基づき、手順書により、特定行為を行うことができる。

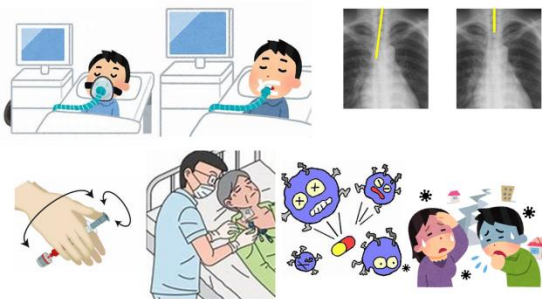
具体的には、例えば、特定行為研修を修了した看護師は、人工呼吸管理や挿管チューブの位置調整、中心静脈カテーテル抜去や動脈ラインの挿入等の特定行為について、その都度医師の指示を求めることなく、医師があらかじめ作成した手順書（医師による包括的指示の形態の一つ）により行うことが可能。

#### 【手順書】

特定行為を行うために、手順書が必要です。手順通りに介入を行いますので安全が確保されます。介入困難と判断されれば、医師へ報告し指示を仰ぎます。

#### 【内容】

介入可能な特定行為になります。看護師により介入できる内容が異なります。医師の指示による包括的指示です。事前に指示がないと介入できません。



感染管理特定認定看護師  
クリティカルケア特定認定看護師